

今なお存在する部落差別

被差別部落出身者へのネットでの誹謗中傷の書き込み、また、差別はがきの送付などの差別行為は今なお起こっています。また、差別落書き事件や就職・結婚に際し、調査会社などを使って出身地などを調べる事件なども各地で起きており、部落差別は解消していません。

近年でも、行政書士などの有資格者が職務上の権限を悪用して戸籍や住民票を不正に取得する事件が、小郡市をはじめ全国各地で起きています。

部落差別をはじめ、さまざまな差別をなくし、人権が大切にされるまちにするためには、わたしたちは何をすればよいのでしょうか。



正しく知ってほしい・・・

インターネット上にはさまざまな誹謗中傷が書き込まれていて、本人の意思に反して、プライバシーがさらけ出されていると感じます。そんな中で子育てをしていて、ネットでの情報をわが子が見たときに、どのように感じるか、不安を感じています。

日頃から、子どもたち自身が自分を見つめ、伝える力をつけて乗り越えていってほしいと願っているし、子どもにも伝えていきます。

被差別部落出身であることは、隠す事も、ひけめを感じる事もなければ部落差別があるため、相手に伝える・・・、と思うとドキドキします。大切な人に伝える時は、心がドキドキし、伝えようと思ってもすぐに言葉になりません。大切な人だからこそ、伝えたい分かってほしい、でも差別されたら・・・、距離を置かれたら・・・と、考えてしまうのです。

部落問題を共に学び、自分を知ってもらって、周りの人となつながら、そして、多くの仲間ができることが、差別されるかもしれないという恐怖心をのりこえ、差別をなくす信頼関係を結ぶことにつながっているように思います。

ネット上も含め、たくさん誤った情報や言動もある世の中で
「正しく知ってほしい」ことが大切だと感じています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が

(部落差別解消推進法)

平成28年12月に成立しました。

推進法では、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり部落差別は許されない」としています。

部落差別の解消に向け、相談体制の充実や教育、啓発などを行い部落差別のない社会を作っていくことが必要です。

部落差別解消 推進法が成立

相談体制の充実求め

なお残る部落差別の解消に向け、行政の責務を明記した「部落差別解消推進法」が9日の参院本会議で、与野党の賛成多数で可決、成立した。インターネット上の差別的な書き込みなどにも対応するため、国や自治体に対し、相談体制の充実

や教育、啓発、実態調査を求めている。「部落差別」の文言を法律名に盛り込んだのは初めて。

推進法は、自民、公明、民進の3党が議員立法として今年5月に提出。罰則のない理念法で、「現在もなお部落差別が存在する」とした上で「基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消するこ

とが重要な課題」と明記した。

部落差別を巡っては、1969年に同和对策事業特別措置法が制定されて以降、同和地区の住環境整備などが行われ、2002年に事業が終了。しかし、ネットの書き込みなどの新たな差別も顕在化しており、さらなる立法を求める声が出ている。(宮崎拓朗)

西日本新聞 2016年12月10日

新しく法律ができたの知ってる? 「部落差別解消推進法」ってうんだけど。

いまさら、部落差別に関する法律が必要なのかな?

インターネット上では、同和地区を名指した根拠のない中傷などの差別行為がまだ多く起こっている。

しかも、ネット上での差別は見えにくく、しかも、拡散しやすいよ。

偏見や差別行為を信じたり、拡散したりすることは、差別をしていることと同じだね。

